

令和3年度 一般会計補正予算（第7号）説明資料

1. 編成概要

- 今回の補正予算は、令和3年8月の台風第9号及び8月11日からの大雨により被災した道路、農業用施設等の災害復旧経費等について調整を行うものです。

2. 予算規模

- 補正額は次のとおりです。

（単位：千円）

会計名	補正前の額	補正額	計
一般会計（第7号）	39,260,909	2,679,268	41,940,177

3. 補正事項

- 主な補正事項は次のとおりです。
 - （1）被災者生活再建支援（居住する住家について準半壊以上の被害を受けた世帯に対する支援金の支給）
 - （2）農地等小規模災害復旧支援（農地等の土砂除去等に対する補助）
 - （3）林地崩壊防止工事（林地の復旧工事等）
 - （4）建物裏山崩壊土砂等除去支援（裏山の崩壊に係る土砂撤去等に対する補助）
 - （5）宅地自然災害防止工事（崖地等崩壊箇所の崩壊防止工事等）
 - （6）農地、農業用施設災害復旧経費（農地、農道、用排水路、ため池の復旧工事等）
 - （7）林業施設災害復旧経費（林道の復旧工事等）
 - （8）公共土木施設災害復旧経費（道路、河川、公園の復旧工事等）

4. 一般会計補正予算（第7号）

1. 歳入歳出予算総括表

（歳入）

〔単位：千円〕

款	補正前の額	補正額	計	説明
13 分担金及び負担金	256,971	33,586	290,557	林地崩壊防止事業分担金 7,828 宅地自然災害防止事業分担金 10,000 3年農地災害復旧費分担金 12,478 他
15 国庫支出金	5,715,135	772,780	6,487,915	3年公共土木施設災害復旧費 772,780
16 県支出金	2,656,725	430,780	3,087,505	3年農地災害復旧費 103,100 3年農業用施設災害復旧費 101,920 3年林業施設災害復旧費 205,010 他
19 繰入金	2,760,069	138,562	2,898,631	財政調整基金繰入金 138,562
21 諸収入	987,573	160	987,733	被災者生活再建支援交付金 160
22 市債	3,255,813	1,303,400	4,559,213	現年農地災害復旧費 126,000 現年林業施設災害復旧費 144,600 現年公共土木施設災害復旧費 858,300 他
歳入合計	39,260,909	2,679,268	41,940,177	

（歳出）

〔単位：千円〕

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 民生費	11,830,741	400	11,831,141	200		160	40
6 農林水産業費	2,909,163	74,446	2,983,609	20,550	36,100	7,828	9,968
8 土木費	2,644,488	55,000	2,699,488		30,000	10,000	15,000
11 災害復旧費	123,800	2,549,422	2,673,222	1,182,810	1,237,300	15,758	113,554
歳出合計	39,260,909	2,679,268	41,940,177	1,203,560	1,303,400	33,746	138,562

2. 事業別の補正事項

3 (民生費)

400

番号	新規区分	事業名及び事業概要	事業費	国県支出金	地方債	その他	一般財源						
1	新規	被災者生活再建支援金支給事業 令和3年台風第9号により、居住する住家について準半壊以上の被害を受けた世帯に対して、生活再建支援金を支給する ○対象世帯：1世帯 ○支給額：上限400千円 負担割合：県5/10、島根県市町村振興協会4/10、市1/10 (詳細はP7の新規事業等実施に伴う説明シート参照) 【事業費】 <table border="1"> <tr> <td>補正前</td> <td>補正額</td> <td>補正後</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>400</td> <td>400</td> </tr> </table>	補正前	補正額	補正後	0	400	400	400	200	0	160	40
補正前	補正額	補正後											
0	400	400											
民生費 合計			400	200	0	160	40						

6 (農林水産業費)

74,446

番号	新規区分	事業名及び事業概要	事業費	国県支出金	地方債	その他	一般財源						
2	新規	農地等小規模災害復旧支援事業 令和3年7月以降に発生した豪雨により被災した農地及び農業用施設の所有者又は管理者に対し、農地等に流入した土砂の除去等の復旧に係る費用の一部について補助金を交付する ○補助率：1/2 (上限額200千円) 浜田：10箇所 金城：30箇所 旭：20箇所 弥栄：30箇所 三隅：10箇所 (詳細はP8の新規事業等実施に伴う説明シート参照) 【事業費】 <table border="1"> <tr> <td>補正前</td> <td>補正額</td> <td>補正後</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>10,000</td> <td>10,000</td> </tr> </table>	補正前	補正額	補正後	0	10,000	10,000	10,000	0	0	0	10,000
補正前	補正額	補正後											
0	10,000	10,000											
3		林地崩壊防止事業 令和3年台風第9号及び令和3年8月11日からの豪雨において被災した林地の復旧工事等 ○林地崩壊復旧工事 浜田：3箇所 金城：6箇所 旭：1箇所 【事業費】 <table border="1"> <tr> <td>補正前</td> <td>補正額</td> <td>補正後</td> </tr> <tr> <td>10,000</td> <td>64,446</td> <td>74,446</td> </tr> </table>	補正前	補正額	補正後	10,000	64,446	74,446	64,446	20,550	36,100	7,828	△ 32
補正前	補正額	補正後											
10,000	64,446	74,446											
農林水産業費 合計			74,446	20,550	36,100	7,828	9,968						

8 (土木費)

55,000

番号	新規区分	事業名及び事業概要	事業費	国県支出金	地方債	その他	一般財源						
4	新規	建物裏山崩壊土砂等除去事業 令和3年7月以降に発生した豪雨による裏山崩壊等により建物の敷地内に流入した土砂等の除去に要した費用の一部について、建物の所有者等に対し補助金を交付する ○補助率：1/2 (上限額300千円) (詳細はP9の新規事業等実施に伴う説明シート参照) 【事業費】 <table border="1"> <tr> <td>補正前</td> <td>補正額</td> <td>補正後</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>15,000</td> <td>15,000</td> </tr> </table>	補正前	補正額	補正後	0	15,000	15,000	15,000	0	0	0	15,000
補正前	補正額	補正後											
0	15,000	15,000											

番号	新規区分	事業名及び事業概要	事業費	国県支出金	地方債	その他	一般財源						
5		自然災害防止事業 令和3年台風第9号及び令和3年8月11日からの豪雨により崩落等が発生している崖地において、災害の拡大を防止する ○宅地自然災害防止工事 浜田：5箇所 金城：1箇所 旭：2箇所 三隅：1箇所 【事業費】 <table border="1"> <tr> <td>補正前</td> <td>補正額</td> <td>補正後</td> </tr> <tr> <td>5,000</td> <td>40,000</td> <td>45,000</td> </tr> </table>	補正前	補正額	補正後	5,000	40,000	45,000	40,000	0	30,000	10,000	0
補正前	補正額	補正後											
5,000	40,000	45,000											
土木費 合計			55,000	0	30,000	10,000	15,000						

11 (災害復旧費)

2,549,422

番号	新規区分	事業名及び事業概要	事業費	国県支出金	地方債	その他	一般財源						
6		3年農地災害復旧費 令和3年台風第9号及び令和3年8月11日からの豪雨において被災した農地の復旧工事等 農地 ○補助分 浜田：11箇所 金城：17箇所 旭：19箇所 弥栄：21箇所 三隅：10箇所 ○単独分 浜田：5箇所 金城：50箇所 旭：15箇所 弥栄：21箇所 三隅：7箇所 【事業費】 <table border="1"> <tr> <td>補正前</td> <td>補正額</td> <td>補正後</td> </tr> <tr> <td>10,000</td> <td>298,764</td> <td>308,764</td> </tr> </table>	補正前	補正額	補正後	10,000	298,764	308,764	298,764	103,100	126,000	12,478	57,186
補正前	補正額	補正後											
10,000	298,764	308,764											
7		3年農業用施設災害復旧費 令和3年台風第9号及び令和3年8月11日からの豪雨において被災した農業用施設の復旧工事等 農業用施設 ○補助分 浜田：8箇所 金城：12箇所 旭：9箇所 弥栄：14箇所 三隅：2箇所 ○単独分 浜田：10箇所 金城：56箇所 旭：7箇所 弥栄：34箇所 三隅：13箇所 【事業費】 <table border="1"> <tr> <td>補正前</td> <td>補正額</td> <td>補正後</td> </tr> <tr> <td>10,000</td> <td>242,748</td> <td>252,748</td> </tr> </table>	補正前	補正額	補正後	10,000	242,748	252,748	242,748	101,920	108,400	3,280	29,148
補正前	補正額	補正後											
10,000	242,748	252,748											
8		3年林業施設災害復旧費 令和3年台風第9号及び令和3年8月11日からの豪雨において被災した林業施設の復旧工事等 林業施設 ○補助分 浜田：2箇所 金城：2箇所 旭：10箇所 弥栄：1箇所 三隅：4箇所 ○単独分 浜田：11箇所 金城：2箇所 旭：14箇所 弥栄：5箇所 三隅：27箇所 【事業費】 <table border="1"> <tr> <td>補正前</td> <td>補正額</td> <td>補正後</td> </tr> <tr> <td>20,000</td> <td>370,791</td> <td>390,791</td> </tr> </table>	補正前	補正額	補正後	20,000	370,791	390,791	370,791	205,010	144,600	0	21,181
補正前	補正額	補正後											
20,000	370,791	390,791											

番号	新規区分	事業名及び事業概要	事業費	国県支出金	地方債	その他	一般財源						
9		3年公共土木施設災害復旧費 令和3年台風第9号及び令和3年8月11日からの豪雨において被災した公共土木施設の復旧工事等 道路 ○補助分 浜田：11箇所 金城：22箇所 旭：15箇所 弥栄：20箇所 三隅：5箇所 ○単独分 浜田：83箇所 金城：77箇所 旭：53箇所 弥栄：61箇所 三隅：32箇所 河川 ○補助分 浜田：3箇所 金城：9箇所 旭：3箇所 弥栄：9箇所 三隅：2箇所 ○単独分 浜田：23箇所 金城：6箇所 旭：7箇所 弥栄：6箇所 三隅：2箇所 公園 ○単独分 浜田：3箇所 【事業費】 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:33%; text-align: center;">補正前</td> <td style="width:33%; text-align: center;">補正額</td> <td style="width:33%; text-align: center;">補正後</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">83,800</td> <td style="text-align: center;">1,637,119</td> <td style="text-align: center;">1,720,919</td> </tr> </table>	補正前	補正額	補正後	83,800	1,637,119	1,720,919	1,637,119	772,780	858,300	0	6,039
補正前	補正額	補正後											
83,800	1,637,119	1,720,919											
災害復旧費 合計			2,549,422	1,182,810	1,237,300	15,758	113,554						

3. 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前 限度額	補正後 限度額
自然災害防止事業	千円 36,600	千円 102,700
災害復旧事業	66,800	1,304,100

新規事業等実施に伴う説明シート

事務事業名	被災者生活再建支援金支給事業	整理番号	1
		担当部・課	健康福祉部 地域福祉課
事業期間	単年度・複数年度 令和3年度～令和3年度・終期未定	事業区分	新規・拡充 裁量・義務(政策ソフト)政策ハード・明るい未来・中山間地対策

(1)事業の概要・全体計画等

①目的	令和3年8月の台風第9号により、居住する住家について準半壊以上の被害を受けた世帯に対して、支援金を支給することで、生活の再建を支援する。																																																		
②背景	自然災害により居住する住家に被害を受けた場合、被害の程度が被災者生活再建支援法(以下、「法」という。)の定める対象となれば、法に基づいた国の支援を受けることができるが、令和3年8月9日以降の豪雨等については当市は該当しない状況である。 法による国の支援を受けることができない被災世帯に対しても速やかに支援を行うため、島根県、浜田市及び公益財団法人島根県市町村振興協会が独自の補助制度を設けている。																																																		
③効果	支援金を支給することで、被災世帯の速やかな生活の再建を図ることができる。																																																		
④内容	○対象世帯 1世帯(世帯の構成員が複数) ○支援額 上限400千円(※該当区分:「準半壊」…住家の損害割合が10%以上20%未満) ○負担割合 県5/10、公益財団法人島根県市町村振興協会4/10、市1/10																																																		
⑤その他	<p>【被災者生活再建支援金支給制度による支援額】 (単位:万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">基礎支援金</th> <th colspan="2">加算支援金</th> <th rowspan="2">最大支援額</th> </tr> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">世帯</td> <td rowspan="3">100</td> <td>建設・購入</td> <td>200</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>50</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">複数世帯 (世帯の構成員が複数)</td> <td rowspan="3">50</td> <td>建設・購入</td> <td>200</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>50</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">中規模半壊 (30%以上40%未満)</td> <td rowspan="3">—</td> <td>建設・購入</td> <td>100(上限)</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100(上限)</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>25(上限)</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>半壊(20%以上30%未満)</td> <td>—</td> <td>補修</td> <td>100(上限)</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>準半壊(10%以上20%未満)</td> <td>—</td> <td>補修</td> <td>40(上限)</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table> <p>※単数世帯(一人世帯)の支援金の額は、上記金額の3/4の額となります。</p>	区分	基礎支援金	加算支援金		最大支援額	住宅の再建方法	金額	世帯	100	建設・購入	200	300	補修	100	200	賃借	50	150	複数世帯 (世帯の構成員が複数)	50	建設・購入	200	250	補修	100	150	賃借	50	100	中規模半壊 (30%以上40%未満)	—	建設・購入	100(上限)	100	補修	100(上限)	100	賃借	25(上限)	25	半壊(20%以上30%未満)	—	補修	100(上限)	100	準半壊(10%以上20%未満)	—	補修	40(上限)	40
区分	基礎支援金			加算支援金			最大支援額																																												
		住宅の再建方法	金額																																																
世帯	100	建設・購入	200	300																																															
		補修	100	200																																															
		賃借	50	150																																															
複数世帯 (世帯の構成員が複数)	50	建設・購入	200	250																																															
		補修	100	150																																															
		賃借	50	100																																															
中規模半壊 (30%以上40%未満)	—	建設・購入	100(上限)	100																																															
		補修	100(上限)	100																																															
		賃借	25(上限)	25																																															
半壊(20%以上30%未満)	—	補修	100(上限)	100																																															
準半壊(10%以上20%未満)	—	補修	40(上限)	40																																															

(2)他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

--

(3)提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容

市民参加の実施 (有・無)	無
---------------	---

(4)総合振興計画との整合性

総合振興計画上の位置づけ	まちづくりの大綱	
	施策大綱	
	人口減少対策プロジェクトの該当	あり なし

(5)財源措置・将来にわたるコスト計算

		全体計画	3年度	4年度	5年度以降
財源内訳	事業費	400	400	0	0
	国県支出金	200	200	0	0
	地方債()	0	0	0	0
	その他(諸収入)	160	160	0	0
	一般財源	40	40	0	0

新規事業等実施に伴う説明シート

事務事業名	農地等小規模災害復旧支援事業	整理番号	2
		担当部・課	産業経済部 農林振興課
事業期間	○単年度○・複数年度	事業区分	○新規○ ・ 拡充
	令和3年度～令和3年度 ・ 終期未定		裁量・義務(政策ソフト)・政策ハード・明るい未来・中山間地対策

(1) 事業の概要・全体計画等

①目的	令和3年7月以降に発生した豪雨により被災した農地及び農業用施設の所有者又は管理者に対し、農地等に流入した土砂の除去等の復旧に係る費用の一部を助成することにより、その者の経済的な負担を軽減し、もって農業経営の安定と住民生活の安定を図る。
②背景	令和3年7月以降に発生した豪雨により被災した中山間地域においては、高齢化が進む中、補助事業で対応できない農地等の自力復旧が困難であることから、農地の遊休化、耕作放棄地化に拍車がかかることが懸念される。
③効果	早急に農地等の復旧に対して支援を行うことで、農業者の経営安定化を図るとともに中山間地域の農地保全と農業振興に寄与する。
④内容	<p>事業内容：被災した農地等の復旧を行う者に対して、その復旧に要する費用の一部を助成する。</p> <p>農地 【全体】50箇所 【浜田】5箇所 【金城】15箇所 【旭】10箇所 【弥栄】15箇所 【三隅】5箇所</p> <p>施設 【全体】50箇所 【浜田】5箇所 【金城】15箇所 【旭】10箇所 【弥栄】15箇所 【三隅】5箇所</p> <p>助成金額：費用の1/2</p> <p>1対象事業当たり限度額200千円 ※千円未満切り捨て</p> <p>ただし、費用が50千円未満のものについては対象外</p> <p>申請期限：令和4年3月末</p> <p>適用日：令和3年7月7日</p> <p>積算根拠：100千円×100件＝10,000千円</p>
⑤その他	

(2) 他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

--

(3) 提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容

市民参加の実施（有・ 無 ）

(4) 総合振興計画との整合性

総合振興計画上の位置づけ	まちづくりの大綱		
	施策大綱		
	人口減少対策プロジェクトの該当	あり	なし

(5) 財源措置・将来にわたるコスト計算

単位：千円

		全体計画	3年度	4年度	5年度以降
財源内訳	事業費	10,000	10,000	0	0
	国県支出金	0	0	0	0
	地方債()	0	0	0	0
	その他()	0	0	0	0
	一般財源	10,000	10,000	0	0

令和3年度 一般会計補正予算（第7号）における浜田市の実質負担額

（単位：千円）

番号	事業名	事業費	財源内訳					実質地方 負担額 (①+②)	地方債の種類 ※数字：充当率（交付税措置率）	
			国県支出金	地方債		分担金	その他			一般財源②
				交付税措置	地方負担①					
1	被災者生活再建支援金支給事業	400	200				160	40		
2	農地等小規模災害復旧支援事業	10,000						10,000		
3	林地崩壊防止事業	64,446	20,550	25,270	10,830	7,828		▲ 32	緊急自然災害防止対策事業債 100 (70)	
4	建物裏山崩壊土砂等除去事業	15,000						15,000		
5	自然災害防止事業	40,000		21,000	9,000	10,000		0	緊急自然災害防止対策事業債 100 (70)	
6	3年農地災害復旧費	298,764	103,100	121,070	4,930	12,478		57,186		
	うち補助	212,654	103,100	93,670	4,930	10,621		333	災害復旧事業債（補助） 90 (95)	
	うち単独（小災）	37,150		27,400		1,857		7,893	災害復旧事業債（小災） 74 (100)	
	うち単独	48,960						48,960		
7	3年農業用施設災害復旧費	242,748	101,920	88,328	20,072	3,280		29,148		
	うち補助	161,758	101,920	51,205	2,695	2,688		3,250	災害復旧事業債（補助） 90 (95)	
	うち単独（小災）	26,850		21,400		592		4,858	災害復旧事業債（小災） 80 (100)	
	うち単独	54,140		15,723	17,377			21,040	災害復旧事業債（単独） 65 (47.5)	
8	3年林業施設災害復旧費	370,791	205,010	124,538	20,062			21,181		
	うち補助	325,291	205,010	102,885	5,415			11,981	災害復旧事業債（補助） 90 (95)	
	うち単独（小災）	10,500		8,400				2,100	災害復旧事業債（小災） 80 (100)	
	うち単独	35,000		13,253	14,647			7,100	災害復旧事業債（単独） 65 (47.5)	
9	3年公共土木施設災害復旧費	1,637,119	772,780	608,380	249,920			6,039		
	うち補助	1,195,319	772,780	401,375	21,125			39	災害復旧事業債（補助） 100 (95)	
	うち単独	441,800		207,005	228,795			6,000	災害復旧事業債（単独） 100 (47.5)	
	合計	2,679,268	1,203,560	988,586	314,814	33,586	160	138,562	453,376	
うち	災害復旧費（No.6～9）の合計	2,549,422	1,182,810	942,316	294,984	15,758		113,554		
	うち補助	1,895,022	1,182,810	649,135	34,165	13,309		15,603		
	うち単独	654,400		293,181	260,819	2,449		97,951		

実質負担額合計

※単独には純車も含む